

一般競争入札に関する公告

令和5年11月17日（金曜日）

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部
福岡県済生会八幡総合病院
院長 古森 公浩

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

福岡県済生会八幡総合病院 新病院 駐車場管理機器賃貸借及び管理業務委託

※詳細は別添「仕様書」のとおり。

(2) 納品場所

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部福岡県済生会八幡総合病院（新病院）

（北九州市八幡西区大字則松地内）

(3) 納入期限

令和6年12月15日

新病院建設工事の遅延等より、上記納入期限までに納入設置が困難な場合は、別途受注者と協議の上、納入期限を設定する。

(4) 入札方法

一般競争入札（総合評価方式）

2. 入札参加者資格について

入札に参加できるのは、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 福岡県内に本社・支社又は事業所を有すること。
- (3) 過去3年（令和2年11月～令和5年10月）の間に、病床数300床以上の公立病院又は公的病院（済生会を含む）において入札対象品目の調達に係る契約の履行実績があること。
- (4) 直近3年以内に他の医療機関において指名停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる競争入札に参加することができない者のいずれにも該当しないこと。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

エ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

オ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 次の各号のいずれかに該当する者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

④ 上記①、②、③のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者

3. 入札手続き等

(1) 入札担当部署

①所在地 : 〒805-0050 福岡県北九州市八幡東区春の町五丁目 9 番 27 号

②施設名 : 社会福祉法人^{思賜}財団^{財団}済生会支部福岡県済生会八幡総合病院

③担当部署 : 管財課 日高、竹下

TEL : 093-662-5211 FAX : 093-671-2338

E-mail : hidaka@yahata.saiseikai.or.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

①期間 : 令和 5 年 11 月 17 日（金）から令和 5 年 11 月 24 日（金）の 9 時から 17 時まで
（土曜、日曜、祝日を除く）

②場所 : 3(1)の入札担当部署に同じ。

※交付希望者は予め上記3(1)の入札担当部署に連絡の上、来院のこと。

(3) 入札説明 : 随時3(1)の入札担当部署にて行う。

(4) 一般競争入札参加資格申請書の提出期間

①期間 : 令和5年11月17日(金)から令和5年11月27日(月)の9時から17時まで
(土曜、日曜、祝日を除く)

②場所 : 3(1)の入札担当部署に同じ。

(5) 入札参加資格審査の結果

申請者に入札参加資格の有無を電子メール又は郵送にて通知。

(6) 提案書の提出期間

①期間 : 令和5年11月17日(金)から令和5年11月29日(月)の9時から17時まで
(土曜、日曜、祝日を除く)

②場所 : 3(1)の入札担当部署に同じ。

(7) プレゼンテーションの日時及び場所

①日時 : 令和5年12月4日(月) 11時

②場所 : 済生会八幡総合病院 9階 第2会議室

③方法 : 評価者に対し事前に配布した評価表に基づいて作成した提案書の内容説明を行う。

(8) 入札の日時及び場所

①日時 : 令和5年12月4日(月) 12時

②場所 : 済生会八幡総合病院 9階 第2会議室

③方法 : 詳細は一般競争入札説明書による。

入札書は持参に限る。(郵送、電子メールによる提出は認めない。)

※入札書に記入する金額は、消費税等を含まない金額とする。

※入札に参加できる者は、申請者又は委任状に記された代理人に限る。

4. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者がいないときは、直ちに再度、入札を行う。再度の入札は、2回を限度とする。

再度の入札の結果、落札者がいない場合は、最低価格入札者との随意契約に移行する。

(3) 契約書作成の要否・・・ 要

以上

済生会八幡総合病院駐車場管理機器システム賃貸借契約

基本仕様書

1 委託業務の名称

済生会八幡総合病院駐車場管理機器システム賃貸借

2 駐車場概要

- (1) 名称 : 済生会八幡総合病院駐車場 (6ヵ所)
- (2) 所在地 : 八幡西区大字則松 267 番 1 ほか
- (3) 配置図 : 別紙のとおり
- (4) 営業日・営業時間 : 24 時間 365 日 (年中無休)
ただし、甲が必要と認めるときは、臨時休業もありうる。
- (5) 駐車台数 : 約 540 台

3. 契約期間等

- (1) 契約形態 業務委託契約
- (2) 契約期間 令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日 (10 年契約)
- (3) 準備期間 契約締結日から令和 6 年 12 月 15 日
- (4) 引渡期日 令和 6 年 12 月 15

※引渡し期日に関しては委託者、受託者協議の上、決定。

4. 業務概要

甲が設置する済生会八幡総合病院駐車場 (6ヵ所) において、乙は、駐車場機器の設置及び保守メンテナンス・コールセンター・現場対応などを行うとともに、故障時においては、必要な修理、機器等の部品の交換を行うものとする。

また、年中無休 24 時間体制による管理体制を確保し、駐車場利用者等の安全確保及び、駐車場の効率的かつ効果的な運営管理を行う。

(1) 調達物品および構成内容

①外来駐車場第1

No.	機器名	数量
1	駐車券発行機	1台
2	出口料金精算機	1台
3	カーゲート	2台
4	バーキャッチャー	2台
5	ループコイル	4面
6	入口表示灯	1台
7	出庫警報灯	1台
8	インターホン	1台
9	保護屋根	1式

②外来駐車場第2

No.	機器名	数量
1	駐車券発行機	1台
2	出口料金精算機	1台
3	カーゲート	2台
4	バーキャッチャー	2台
5	ループコイル	4面
6	入口表示灯	1台
7	出庫警報灯	1台
8	インターホン	1台
9	保護屋根	1式

③外来駐車場第3

No.	機器名	数量
1	小規模料金精算機	1台
2	フラップ板	7台
3	ループコイル	14面
4	入口表示灯	1台
5	インターホン	1台
6	保護屋根	1式

④ドクター用駐車場

No.	機器名	数量
1	入口読取機	1台
2	カーゲート	1台
3	バーキャッチャー	1台
4	ループコイル	3面
5	インターホン	1台
6	保護屋根	1式
7	出庫警報灯	1台

⑤職員駐車場第1

No.	機器名	数量
1	入口読取機	1台
2	カーゲート	1台
3	バーキャッチャー	1台
4	ループコイル	3面
5	インターホン	1台
6	保護屋根	1式
7	出庫警報灯	1台

⑥職員駐車場第2

No.	機器名	数量
1	入口読取機	1台
2	カーゲート	1台
3	バーキャッチャー	1台
4	ループコイル	3面
5	インターホン	1台
6	保護屋根	1式
7	出庫警報灯	1台

⑦その他設置機器

No.	機器名	数量
1	事前精算機	1台
2	割引認証機	3台

以上、搬入・据付・結線・調整を含む。(詳細については、「結線図」に示す。)

(2) 保守・メンテナンス業務構成

①保守体制

本装置の円滑な運用を実現するための、点検、調整及び技術的サポートを行える体制を有すること。

②点検等

定期点検：システム機器が正常な機能を発揮するよう、年4回の定期点検を行うこと。

故障等対応：機器の故障等に伴う甲からの呼び出しに対しては、フルタイム（全日24時間）で迅速に対応すること。

③保守時間

定期点検：祝日を除く月曜～金曜の午前9時から午後5時までの時間において、運用に支障のない範囲内で行うこと。ただし、故障等対応の場合は、その都度対応すること。

④拠点等

納品機器メーカー指定員による点検が行えること及び福岡県内にメンテナンス拠点を有すること。（24時間365日緊急対応を可能とすること。）

⑤報告業務

作業終了後乙は、報告書を甲へ提出すること。なお、報告書の様式については、甲へ提案のうえ協議するものとする。

(3) コールセンター対応業務

出口機器には24時間対応可能な自社コールセンターに連絡できるインターホン及び以下の機能を有した通信機器を設置すること。

①各種トラブル信号の自動送信を可能とすること。

②遠隔操作での出口ゲートの開閉を可能とすること。

③駐車券紛失や駐車券読み取り不良の対応として、コールセンターから出口精算機へ入庫時刻を送信し、料金精算を可能とすること。

④コールセンターからの時刻送信により、出口精算機の料金表示を減免料金に切り替えし、料金精算を可能とすること。

(4) 現地トラブル対応業務

駐車場内にて発生したトラブル等において、現地に駆け付け対応を行うこと。また、24時間365日対応可能であること。

(5) 駐車場の利用料金

駐車場利用料金体系については、下表のとおりである。

使用区分	利用条件	利用料金
外来駐車場第1	外来受診者 病院利用者	2時間まで100円 以降120分100円 ※病院、薬局利用時割引あり
外来駐車場第2	外来受診者 病院利用者	2時間まで100円 以降120分100円 ※病院、薬局利用時割引あり
外来駐車場第3	外来受診者 病院利用者	1時間100円 以降60分100円
ドクター用駐車場	病院ドクター専用	病院社員証での入出庫管理
職員駐車場第1	病院職員専用	病院社員証での入出庫管理
職位駐車場第2	病院職員専用	病院社員証での入出庫管理

5 機器の仕様詳細

設置機器に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件、（以下「技術的要件」という。）は以下に示すとおりである。技術的要件はすべて必須の要求条件である。

(1) 駐車券発行機

- ① 駐車場入口に設置し、駐車券により入場管理を行う。
- ② 駐車券発行機前車路に埋設されたループコイルが車両を感知すると、押しボタン操作により駐車券が発行できるようにすること。
- ③ 駐車券発行時、内蔵された音声合成装置による案内放送（日本語案内後に英語案内）、アニメーションでの操作案内を行う機能を有すること。また、案内放送は駐車券抜き取りまたは設定回数終了後に自動的に停止する機能を有すること。
- ④ 駐車券は、磁気ストライプ紙を使用し、機械番号・入場番号・入場年月日時分を印字できる機能を有すること。
- ⑤ 定期券を読み取る機能を有すること。
- ⑥ カーゲートと連動し、自動でゲートの開閉を行う機能を有すること。
- ⑦ 駐車券発行後、券を抜き取らずに車両が後退した場合は発行された駐車券を本体内に取り込み、廃券として処理する機能を有すること。
- ⑧ 駐車券発行後、券を抜き取り後退した場合は発行された駐車券を無効駐車券として、利用できないよう処理する機能を有すること。
- ⑨ 自立型で防雨構造の形状であること。
- ⑩ 停電時は、メモリーバックアップとして時計・入場番号・設定内容を保存できること。
- ⑪ 駐車券を2巻（1巻は3,500枚以上）装備することができ、1巻が切れた場合、自動で切替え

る機能を有すること。

(2) 出口料金精算機

- ① 駐車場出口に設置し、駐車券により出場管理及び駐車料金の精算を行う。
- ② 出口料金精算機車路に埋設されたループコイルが車両を感知すると、精算を開始する機能を有すること。
- ③ 精算時、内蔵された音声合成装置により操作を促す案内放送を行う機能を有すること。
- ④ 駐車券投入口に駐車券を差し込むと駐車料金を計算し、精算額を表示させる機能を有すること。
- ⑤ 支払いは、硬貨（10 円、50 円、100 円、500 円）及び千円紙幣、割引券での精算が可能であること。
- ⑥ 2023年度以降に刷新される新紙幣及び新硬貨について、バージョンアップ等により使用可能な機種であること。
- ⑦ 定期券読取りによる定期車両の出場管理が可能であること。
- ⑧ 使用された硬貨は、釣銭として釣銭循環装置に収納され、釣銭循環装置が満杯のときは、硬貨金庫に収納されること。
- ⑨ 釣銭循環装置に釣銭がないときは、予蓄部から払い出され、循環装置及び予蓄部に釣銭がないときは、釣銭切れとして警報表示されること。
- ⑩ 出庫完了までに該当ボタンを押すことにより、領収証を発行することができる機能を有すること。
- ⑪ カーゲートと連動し、駐車場出口の無人制御を行う機能を有すること。
- ⑫ 精算記録及び集計記録は、ジャーナルプリンターに記録できる機能を有すること。
- ⑬ 金銭管理機能を有し、案内表示器に現在の金種毎の保有枚数を表示する機能を有すること。
- ⑭ 自立型で防雨構造の形状であること。
- ⑮ 停電時は、メモリーバックアップとして時計・入場番号・設定内容を保存できること。
- ⑯ カード読み取り方式は、磁気ストライプ読取方式、長手4方向読取（表・裏・前・後）であること。
- ⑰ 案内表示は、料金表示（駐車料金、投入金額、残金額、釣り額）・時計表示・を液晶ディスプレイで表示する機能を有すること。
- ⑱ 操作ボタンは取り消し、駐車券紛失、領収書発行ができる機能を有すること。
- ⑲ 精算中止は、料金投入の途中で取り消しボタンを押すと投入金額を返却できる機能を有すること。
- ⑳ 営業記録は、金庫抜き取り（T合計）、その他キー操作により任意に領収書に印字・発行できる機能を有すること。
- ㉑ 領収書の再発行ができる機能を有すること。
- ㉒ 後述（11）割引認証機で処理された駐車券を投入することで、割引後の料金の徴収ができるようにすること。

㉒連絡用インターホン子機を取り付けること。

㉓インボイス制度に対応した領収証が発行可能であること。

(3) カーゲート

①カーゲートのゲートバー開閉に連動し、ゲートバー先端の保持及び開放を自動的に行うことができること。

②付属キーの操作により、ゲートバー先端の保持を解除する機能を有すること。

③自立型で防雨構造の形状であること。

④外部からの信号または斜路に埋設されたループコイルによる車両検知でゲートバーが開閉できる機能を有すること。

⑤停電時は、手動操作によりゲートバーを開閉させる機能を有すること。

⑥ゲートバーは、衝撃を緩和するクッション材を巻いた仕様であること。

⑦動作カウンターを内蔵し、開閉動作回数を表示する機能を有すること。

⑧落下防止センサーを内蔵すること。

⑨元バーと先バーと分割可能なこと。

(4) バーキャッチャー

①ゲートバー閉時に先端を水平位置で保持する機能を有すること。

②自立型で防雨構造の形状であること。

③ロック装置を有すること。

(5) ループコイル

①車路に埋設し、車両の存在を検知し、駐車券発行機、自動精算機、駐車券読取機、カーゲートに信号を送る機能を有すること。

②車両の通過検知を行い、回転警報灯信号を出力する機能を有すること。

③防雨構造の形状であること。

(6) 入口表示灯

①駐車場入口付近に設置し、駐車券発行機及び出口料金精算機で入出場管理に連動し、利用者に満・空状況をLED表示にて知らせる機能を有すること。

②夜間でも認識可能なものにする事。

③自立型で防雨構造の形状であること。

(7) 出庫警報灯

①駐車場内に設置し、走行車両や歩行者に対して車両の接近を知らせる機能を有すること。

②回転灯閃光・ブザーにて警告する機能を有すること。

③形状が、防雨構造であること。

(8) インターホン

- ① 駐車場内出口料金精算機に設置すること。
- ② 出口料金精算機からの各種トラブル信号を受信する機能を有すること。
- ③ 出口設置のカーゲートを遠隔で開閉できる機能を有すること。
- ④ 出口精算機に時刻送信を行い、指定料金の表示、精算ができる機能を有すること。

(9) 保護屋根

- ① 入口券機及び出口精算機を風雨から保護する為、保護屋根を設置すること。
- ② 形状は、自立型、防雨、防風構造であること。
- ③ LED照明を設置すること。
- ④ 設置条件

基準風速：VO=40m/s、地表面粗度区分；Ⅲ

(10) 小規模料金精算機

- ① フラップ式駐車場の駐車料金の精算を行う機能を有すること。
- ② 車両が駐車スペースに入庫すると、設定時間後フラップ板が上昇し車両がロックされること。
- ③ 入庫した時刻を駐車スペース毎に記憶する機能を有すること。
- ④ 出庫の際に前面のテンキーで駐車スペース番号を入力することにより、記憶した入庫時刻から駐車料金を計算し表示する機能を有すること。
- ⑤ 内蔵された音声合成装置により各過程に合わせて操作を促す案内放送を行う機能を有すること。
- ⑥ 支払いは10円・50円・100円・500円硬貨又は千円紙幣で精算できること。
- ⑦ 2023年度以降に刷新される新紙幣及び新硬貨について、バージョンアップ等により使用可能な機種であること。
- ⑧ 精算完了までに該当キーを押すことにより領収証を発行可能であること。
- ⑨ インボイス制度に対応した領収証が発行可能であること。
- ⑩ 精算が完了すると該当する駐車スペースのフラップ板が下降し、設定時間以内に出庫しない場合は再度、フラップ板が再上昇する機能を有すること。
- ⑪ 精算記録及び集計記録はジャーナルプリンタに記録する機能を有すること。
- ⑫ 自立型で防雨構造の形状であること。

(11) フラップ板

- ① 車両が駐車スペースに入庫すると、設定時間後フラップ板が上昇し車両がロックすること。
- ② 精算が完了すると該当する駐車スペースのフラップ板が下降し、車両のロックを解除すること。

(12) 入口読取機

- ①車両の入出場口に設置し、非接触 I C カードによる入出場管理機能を有すること。
- ②カードリーダー前に埋設されたループコイルが車両を感知すると、I C カード読取が可能な状態となること。
- ③I C カードを読取部にタッチすることで通過判定チェックを行い、OKであれば連動されたカーゲートが開き入出場することができること。
- ④I C カードの読取OK/NG判定はLED表示で知らせる機能を有すること。
- ⑤読み取る I C カードは病院側で使用する三菱製職員証（フェリカ仕様）を読み取れること。
- ⑥FeliCa のカード情報（システムコード、書き込みブロック位置、フォーマットなど）を開示させること。
- ⑦カードフォーマット上には職員及びドクターの社員証であれば共通となるコード（番号）があること。

(13) 事前精算機

- ①事前精算後、精算済み駐車券を利用者に返却する機能を有すること。
- ②事前精算した時刻から許可時間（ラグタイム）内であれば、出口では精算済み駐車券の投入だけで出場可能であること。
- ③利用者が精算開始釦を押すことにより、各投入口のシャッターが開いて精算が可能な状態になること。
- ④精算時、内蔵された音声合成装置により各過程に合わせて操作を促す案内放送を行う機能を有すること。
- ⑤駐車券投入口に駐車券を差し込むと駐車料金を計算し表示する機能を有すること。
- ⑥支払いは 10 円・50 円・100 円・500 円硬貨又は千円紙幣で精算できること。
- ⑦2023 年度以降に刷新される新紙幣及び新硬貨について、バージョンアップ等により使用可能な機種であること。
- ⑧精算が完了すると、精算時刻を駐車券に印字及び磁気書込みして返却すること。
- ⑧精算完了までに該当キーを押すことにより領収証を発行可能であること。
- ⑨インボイス制度に対応した領収証が発行可能であること。
- ⑩精算記録及び集計記録はジャーナルプリンタに記録する機能を有すること。
- ⑫カード読み取り方式は、磁気ストライプ読取方式、長手 4 方向読取（表・裏・前・後）であること

(14) 割引認証機

- ①磁気ストライプ駐車券への割引処理（割引種別・分類コード書込）機能を有すること。
- ②割引処理は 1 枚の駐車券に 3 回分まで加算可能な機能を有すること。
- ③割引内容は予め設定された 5 種から選択し、押ボタンにより振り当てが可能であること。
- ④駐車券に割引処理毎の割引コードを印字する機能を有すること。

6 機器の設置について

(1) 設置場所

- ①本機器は、指定された場所に設置すること。
- ②近隣への騒音、振動、防塵、安全対策等には十分注意を払い、必要に応じて適切な対策を講じること。万一損傷を与えた場合は、速やかに本院担当職員に報告するとともに、乙の責任及び負担において問題を解決すること。
- ③工事に伴って発生した廃棄物は適切に処分すること。
- ④設置工事については、できる限り施設利用者の利便性を考慮して行い、駐車機器設置が完了した後、速やかに供用開始できるようにすること。また、設置工事については、配線及び電源設置工事も含め、甲と調整の上、契約開始日の駐車場使用への影響を最小限にとどめるようにするが、騒音、振動が発生する作業については夜間に行わないよう工程を調整すること。
- ⑤準備期間内に機器を据え付け、試運転等を行ったうえ、万全な状態で引き渡すこと。
- ⑥設置機器確定後、速やかに型番、仕様内容等を記載した機器一覧表を甲担当者まで提出すること。

(2) 災害時の対策

①地震時の耐震対策

機器の転倒、移動を防止するために床置き各装置は、アンカーまたは、固定金具により床に固定すること。

架台等に設置する機器は、落下防止のため固定すること。

②停電対策

突然の停電、瞬断、電圧低下等に対する対処方法に関しては、取扱い説明書に記載すること。

- ③本装置の円滑な運用を実現するため、点検、調整及び技術的サポートを行える体制を有すること。

7. その他契約内で行うもの

- (1) 万全の体制で保守・メンテナンスを行う等駐車場の使用に支障が生じないようにすること。